

2026年6月30日

新設分割に関する事前開示書面

(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都港区六本木三丁目2番1号
株式会社Speee
代表取締役 大塚 英樹

株式会社Speee（以下「当社」という。）は、2026年6月30日付で作成した新設分割計画書に基づき、2026年8月1日を効力発生日として、当社のリフォームDX事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ReFact（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うことといたしました。

当社が、本新設分割に関して、会社法第803条及び会社法施行規則第205条の定めるところにより開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）

2026年6月30日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

(1) 交付する株式数に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して普通株式10,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。新設会社が当社に交付する株式の数については、当社が新設会社の全ての株式が当社に割り当てられるため、任意に定めるところ、新設会社が承継する資産等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等の額及び新設会社の今後の事業活動等の事情を考慮した上で、会社計算規則に従い、新設分割計画書に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 会社法第763条第1項第12号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号）

(1) 会社法第763条第1項第12号イに掲げる行為をする場合において、会社法第171条第1項の決議が行われているときは、同項各号に掲げる事項

該当事項はありません。

(2) 会社法第763条第1項第12号ロに掲げる行為をする場合において、会社法第454条第1項の決議が行われているときは、同項第1号及び第2号に掲げる事項

該当事項はありません。

4. 会社法第808条第3項2号に定める新株予約権を発行している場合における会社法第763条第1項第10号及び第11号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第3号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第205条第4号及び第5号）

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第205条第6号イ）

該当事象はありません。

7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新設会社の債務（当社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

- (1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2026年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を大幅に上回っており、また、本新設分割の効力発生日以後において、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ予測されておられません。

したがって、本新設分割後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

- (2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生日以後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、また、本新設分割の効力発生日以後において、新設会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態は予測されておられません。

したがって、本新設分割後における新設会社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

新設分割計画書

東京都港区六本木三丁目2番1号
株式会社Speee
代表取締役 大塚 英樹

株式会社Speee（以下「当社」という。）は、新たに設立する株式会社ReFact（以下「新設会社」という。）に対し、当社の営むリフォームDX事業（以下「承継対象事業」という。）に関する権利義務を承継させる新設分割を行うことにつき、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

当社は、本計画の定めに従い、承継対象事業に関して当社が有する資産、債務、契約その他の権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う（以下「本新設分割」という。）。

第2条（新設会社の定款記載事項）

- 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。
- 新設会社の設立時本店所在場所は、東京都港区六本木三丁目2番1号とする。

第3条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

- 設立時取締役
田口 政実
西田 正孝
大塚 英樹
- 設立時監査役
恵美 早百合

第4条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 当社は、2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第7条に定める効力発生日の前日までの増減を加除した、承継対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（詳細は別紙2「承継権利義務明細表」に定める。以下「承継対象権利義務」という。）を、第7条に定める効力発生日において新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。
- 当社から新設会社に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。
- 新設会社は、承継対象権利義務に含まれない債務について履行その他の負担をしたときは、当社に対してその負担の全額について求償することができる。

4. 当社は、承継対象権利義務の権利に関連して発生した債権について、当該債権に係る債務者から支払いを受けた場合、新設会社との間で、本計画を理由として新設会社に帰属すべき債権相当額について、速やかに精算をするものとする。

第5条（本新設分割に際して交付する新設会社の株式の数）

新設会社は、本新設分割に際して、普通株式1万株を発行し、その全部を前条に定める権利義務の対価として当社に割り当て交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の成立日における資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金100,000,000円
- (2) 資本準備金の額 金0円

第7条（新設会社の成立の日）

新設会社の成立日（以下「効力発生日」という。）は、2026年8月1日とする。ただし、当社は、必要があるときは、当社の取締役会の承認により、効力発生日を変更することができる。

第8条（株主総会の承認）

当社は、会社法第805条（簡易分割）の規定に基づき、会社法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本新設分割を行う。

第9条（本計画の変更及び中止）

当社は、本計画作成日から効力発生日までに、天災地変その他の事由により、当社の財務状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合又は本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、本計画の内容を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

第10条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めのない事項その他本新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

以 上

別紙1 「定款」

株式会社ReFact 定款

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社R e F a c t と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) インターネット及び情報端末機器を利用した情報収集、情報処理及び情報提供
- (2) インターネットのホームページ及びデジタルコンテンツの企画立案、制作及び運営
- (3) アプリケーションの企画立案、制作及び運営
- (4) ソフトウェアの企画、開発及び販売
- (5) ウェブマーケティングにかかわるコンサルティング及び関連する業務の受託
- (6) マーケティング及び経営一般に関するコンサルティング及び関連する業務の受託
- (7) 広告代理店業
- (8) 不動産の売買・賃貸及び仲介業
- (9) 不動産の有効活用のための企画及びコンサルティング
- (10) リフォーム関連事業
- (11) リフォーム関連事業に関する仲介及び紹介
- (12) 建築・土木工事の施工及び請負
- (13) 建材、家具、室内装飾品及び住宅設備機器の販売及び輸出入
- (14) 集金代行及び電子決済等代行
- (15) 前各号に関連するコンサルティング
- (16) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。但し、電子公告ができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社が発行することができる株式の総数は、10万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主又は取得者は、当社の承認を得なければならない。

2. 前項の承認機関は、取締役会とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(1) 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当社に記載又は記録すべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求するとき

(2) 株式取得者が上記(1)の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求するとき

(3) 株式取得者が、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人その他の一般承継人であって、これを証する書面を提供して請求するとき

(4) その他、会社法施行規則第22条第1項各号に定めるとき

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(自己株式の取得)

第13条 当社は株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得する事ができる。

2. 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求する事ができない。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第14条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式も含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権を受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって定める。

2. 株式無償割当てに関する事項につき、会社法第186条第1項各号に係る事項の決定は、取締役会の決議によって定める。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役が招集する。

3. 代表取締役に事故若しくは支障があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役が株主総会を招集する。

4. 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日の7日前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときはこの限りではない。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

2. 代表取締役に事故若しくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

(書面等による決議)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することのできる全ての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

第4章 取締役、取締役会及び監査役

(取締役の員数等)

第21条 当社は、取締役3名以上5名以下を置く。

2. 当社は、監査役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第22条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第24条 当社は、代表取締役を1名置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

(役付取締役)

第25条 当社は、必要に応じて取締役会の決議により社長、専務取締役及び常務取締役を置くことができる。

(業務執行)

第26条 代表取締役は会社の業務を統轄する。

2. 代表取締役に事故がある時には、取締役会において定めた順序により他の取締役が代表取締役の業務を代行する。

(監査役の選任)

第27条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

4. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第30条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

2. 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき決議に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第31条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(報酬等)

第32条 取締役及び監査役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の定めにより、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第36条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

2. 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金支払い義務の除斥期間)

第37条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

(中間配当)

第38条 当社は、毎年3月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に対して、取締役会の決議によって、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

第6章 附則

(法令の準拠)

第39条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

(名称の表示)

第40条 当社は、事業活動にあたって当社の名称を表示する際、株式会社R e : F a c tとして、「:」の記号を入れて表示することができる。

(最初の事業年度)

第41条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2026年9月末日までとする。

(設立時取締役等)

第42条 当社の設立時取締役等は、次のとおりとする。

設立時取締役	田口 政実
同	大塚 英樹
同	西田 正孝
設立時代表取締役	田口 政実
設立時監査役	恵美 早百合

(附則の削除)

第43条 第41条乃至第43条の規定は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもってその効力を失い、削除されるものとする。

承継権利義務明細表

当社より株式会社ReFact（以下「新設会社」という。）に承継される権利及び義務は、新設会社の成立の日（以下「効力発生日」という。）において当社がリフォームDX事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する以下の資産及び負債その他の一部の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産及び負債

当社が承継対象事業に関して有する以下の資産及び負債（但し、効力発生日以前に存在した事由を原因とする不法行為債務、偶発債務その他一切の簿外債務（貸借対照表に計上されていない潜在債務や、損失が顕在化する可能性のある債務等を含むがこれらに限られない。以下同じ。）は除く。）

(1) 資産

本分割の効力発生日時点において、承継対象事業に関して当社が有する現金及び預金、売掛金、貸倒引当金、前払金、未収入金、前払費用その他承継対象事業に関して当社が有する一切の流動資産。

本分割の効力発生日時点において、承継対象事業に関して当社が有するソフトウェア、破産更生債権等、繰延税金資産、貸倒引当金、長期前払費用その他承継対象事業に関して当社が有する一切の固定資産。

(2) 負債

本分割の効力発生日時点において、承継対象事業に関して当社が有する買掛金、未払金、未払費用、預り金、前受金、賞与引当金その他承継対象事業に関して当社が有する一切の流動負債。

2. 契約上の地位（雇用契約を除く）

効力発生日において、主に承継対象事業に関連して当社が締結している契約にかかる契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務を承継し、その他の契約にかかる契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されない。

3. 雇用契約

効力発生日において承継対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されない。当社は、効力発生日において承継対象事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させる。

以 上